

京都大学防災研究所
平成 29 年度共同研究公募要領

防災研究所は、「災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究」を目的に京都大学に設置され、平成 8 年度から全国共同利用研究機関として多くの共同研究を実施してきました。また、平成 22 年度から「自然災害に関する総合防災学の共同利用・共同研究拠点」として認定され、共同研究拠点としての機能を果たすため、新たな枠組みで共同研究を開始しました。

平成 28 年度からは上記の共同利用・共同研究拠点の二期目として、新たに国際共同研究の枠組みを拡充して共同研究をさらに推進しています。また、防災研究所では「巨大地震災害」「極端気象災害」「火山災害」「防災実践科学」の 4 テーマ及び国際展開を、重点的に取り組むべき課題として取り上げます。共同研究では自由な発想にもとづく幅広い研究課題を歓迎しますが、これらの重点課題に関する研究課題の応募については特に歓迎いたします。

共同研究には、国立大学法人、公・私立大学及び国・公立研究機関の教員・研究者又はこれに準ずる方（国外機関の研究者も含む）に応募いただけます。応募いただいた研究課題は、公正な審査を行い、防災研究所共同利用・共同研究拠点委員会にて採択を決定します。さらに、これらの公募による共同研究の他に、施設・設備利用型共同研究も随時受け入れています。

なお、本公募要領は、平成 29 年度予算の成立を前提としたものです。

本共同研究には、次の 1 2 種類の共同研究があります（別表 I a 及び別表 I b 参照）。

- A. 防災研究所外の研究者が研究代表者となる共同研究
ただし、一般共同研究では国内機関の研究者のみ、国際共同研究では国外機関の研究者のみが研究代表者となれます。
 - 1) 一般共同研究
 - 2) 国際共同研究
 - 3) 一般研究集会
 - 4) 長期滞在型共同研究^(注1)
 - 5) 短期滞在型共同研究^(注1)
 - 6) 地域防災実践型共同研究（一般）^(注2)
- B. 防災研究所外又は所内の研究者が研究代表者となる共同研究^(注1)
 - 7) 萌芽的共同研究^(注1)
- C. 自然災害研究協議会が企画提案する共同研究
 - 8) 重点推進型共同研究
- D. 自然災害研究協議会及び関連学協会等が企画提案する共同研究
 - 9) 地域防災実践型共同研究（特定）（29 年度は公募しない）
- E. 所内研究者が研究代表者として推進する拠点の共同研究
 - 10) 拠点研究（一般推進、特別推進）
 - 11) 特定研究集会
- F. 所外利用者による施設・設備利用の共同研究
 - 12) 施設・設備利用型共同研究^(注1)

（注 1）大学院生（博士後期課程）が研究代表者（F では利用代表者）になることも可

（注 2）自治体等の行政担当者が研究代表者になることも可

なお、地域防災実践型共同研究(特定)(D. 9)は、平成 28 年度に 2 年間の課題を公募して実施中ですので、29 年度は公募しません。

防災研究所外の方に研究代表者として申請していただけるのは、上記A及びBの共同研究です。このうち、一般共同研究は国内機関の研究者のみ、また、国際共同研究は国外機関の研究者のみが申請可能です。国際共同研究では、国外の研究代表者も研究経費を執行できます。

全ての共同研究において防災研究所外の研究者が研究代表者となる場合には、共同研究者に防災研究所の教員（所内担当者）が含まれることが必要です。研究代表者は課題の内容等を所内担当者及び共同研究者と十分つめたうえで、下記の説明に従って申請書を提出してください（英文での記載も可とします）。

自然災害研究協議会が提案する共同研究及び施設・設備利用型共同研究を除いて、同一研究者が複数の研究課題の代表者として重複申請することはできません（平成 29 年度に継続予定の課題がある場合は新規の課題申請はできません）。

共同研究には、**別表Ⅱ**に掲げる本研究所の施設、装置、機器及びデータ（以下「施設等」という）を利用できます。これらの利用を希望される場合は、当該施設等の担当教員（責任者）と事前に打ち合わせてください。

それぞれの共同研究への応募について

A. 防災研究所外の研究者が研究代表者となる共同研究

研究課題等を公募し、防災研究所内外の研究者が協力して進める共同研究です。

1) 一般共同研究

研究代表者は、防災研究所を除く国内の大学・研究機関の研究者とします。研究期間は1年又は2年間です。申請書（別紙1）1部を提出して下さい。研究組織には、所内担当者の研究課題への役割についても明確に記載してください。研究代表者が、最近5年間に、防災研究所共同研究（特別緊急共同研究を含む）に研究代表者として採択された課題を持つ場合は、全ての課題名と共同研究種別、年度を記載し、それぞれの課題実施による研究成果も合わせて記載してください。研究経費については、研究期間が1年の研究課題については総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）200万円以内、2年の研究課題については各年200万円以内、総額400万円以内で申請してください。

2) 国際共同研究

研究代表者は、国外の大学・研究機関の研究者とします。研究期間は1年又は2年間です。研究代表者は課題の内容や国外での経費執行などについて所内担当者と十分相談したうえで、申請書（別紙2）1部を、必ず所内担当者から提出して下さい。研究組織には、所内担当者の研究課題への役割についても明確に記載してください。研究代表者の所属機関がGADRI（世界防災研究所連合、留意事項(11)の1)参照）参加機関の場合にはチェック欄に✓を記入してください。研究経費については、研究期間が1年の研究課題については総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）250万円以内、2年の研究課題については各年250万円以内、総額500万円以内で申請してください。

3) 一般研究集会

防災学研究の関連分野における萌芽的な研究に関するテーマや興味深いテーマ等について、全国の研究者が、集中的に討議するものです。研究代表者は、防災研究所を除く国内外の研究者とします。申請書（別紙3）1部を提出して下さい。主催ではなく、共催の場合も公募の対象とします。その場合には、防災研究所共同研究「研究集会」から研究経費の援助があったことを明記してください。研究経費については、総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）100万円以内で申請してください。開催場所は原則として宇治キャンパス及び防災研究所附属施設とし、開催日は平成29年4月から平成30年2月末までに設定し実施して下さい。

4) 長期滞在型共同研究

国内外の研究者が防災研究所に比較的長い期間（1か月から10か月）滞在して共同研究を実施するものです。大学院生（博士後期課程）も研究代表者となれます。その場合には、指

導教員を必ず共同研究者に含めてください。防災研究所の教員（所内担当者）と事前に打ち合わせのうえ、申請書（別紙4）1部を提出して下さい。防災研究所の人材や施設などを活用した共同研究を期待します。研究代表者の所属機関がGADRI（世界防災研究所連合、留意事項(11)の1)参照）参加機関の場合にはチェック欄に✓を記入してください。研究経費については、総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）200万円以内で申請してください。

5) 短期滞在型共同研究

国内外の研究者が短期間（2週間程度）滞在して共同研究を実施するものです。隔地施設・大型設備や資料・データの利用などを想定しています。大学院生（博士後期課程）も研究代表者となれます。その場合には、指導教員を必ず共同研究者に含めてください。防災研究所の教員（所内担当者）と事前に打ち合わせのうえ、申請書（別紙4）1部を提出して下さい。研究代表者の所属機関がGADRI（世界防災研究所連合、留意事項(11)の1)参照）参加機関の場合にはチェック欄に✓を記入してください。研究経費については、総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）30万円以内で申請してください。

6) 地域防災実践型共同研究（一般）

地域防災実践型共同研究は研究者、専門家、行政担当者及び地域住民の協働による実践科学の共同研究で、防災研究所と地域研究コミュニティとの連携を強化することを目的としています（実施スキームについては別紙5A参照）。そのうち、地域防災実践型共同研究（一般）は、防災研究所以外の研究者が研究テーマを設定し組織構成する「研究者提案型」共同研究です。自治体等の行政担当者が防災研究所以外の研究者の協力を得て応募することもできます。研究期間は1年又は2年間です。申請書（別紙5）1部を提出して下さい。研究経費については、研究期間が1年の研究課題については総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）200万円以内、2年の研究課題については各年200万円以内、総額400万円以内で申請してください。

B. 防災研究所外又は所内の研究者が研究代表者となる共同研究

研究課題等を公募し、防災研究所内外の研究者が協力して進める共同研究です。

7) 萌芽的共同研究

自由な発想に基づく小人数の構成による研究への支援を目的とします。研究期間は1年間です。大学院生（博士後期課程）も研究代表者となれます。その場合には、指導教員を必ず共同研究者に含めてください。申請書（別紙6）1部を提出して下さい。研究経費については、総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）30万円以内で申請してください。

C. 自然災害研究協議会が企画提案する共同研究

8) 重点推進型共同研究

自然災害研究協議会が企画提案する共同研究で、自然災害や防災に関する総合的な研究や協議会として重点的に推進しようとする共同研究です。研究期間は1年間です。申請書（別紙7）1部を提出して下さい。研究経費については、総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）250万円以内で申請してください。

D. 自然災害研究協議会及び関連学協会等が企画提案する共同研究

9) 地域防災実践型共同研究（特定）

地域防災実践型共同研究は上記6)に記載したように、研究者、専門家、行政担当者及び地域住民の協働による実践科学の共同研究で、防災研究所と地域研究コミュニティとの連携を強化することを目的とします。そのうち、地域防災実践型共同研究（特定）は、自然災害研究協議会の地区部会や関連学協会の支部などが研究テーマと研究組織を設定する「課題設

定型」共同研究です。平成 28 年度に 2 年間の課題を公募して実施中ですので、29 年度は公募しません。

E. 所内研究者が研究代表として推進する拠点の共同研究

1 0) 拠点研究（一般推進、特別推進）

共同利用・共同研究拠点として、防災研究所が特に計画的に推進する研究プロジェクトであり、災害に関する学理と防災の総合的対策を目的として、新たな研究課題の提案、研究組織、研究ネットワークなどを形成し、この研究を基礎として将来的に拠点をさらに発展させる研究です。防災研究所内の研究者が研究代表者となり、所外の複数の研究者と研究組織をつくることを必須としています。なお「巨大地震災害」「極端気象災害」「火山災害」「防災実践科学」の防災研究所の重点 4 テーマ及び「国際展開」のどれに関連しているか（複数可）についても記入してください。「国際展開」については、GADRI 参加機関を研究組織に含むかどうかとも併せて記入してください。一般推進研究と、特別推進研究とがあり、いずれも研究期間は 1 年間です。申請書（別紙 8）1 部を提出して下さい。研究経費については、一般推進研究では総額（旅費、会場使用料、印刷費、設備備品費及び消耗品費等）500 万円以内、特別推進研究では 1,000 万円以内です。

1 1) 特定研究集会

防災研究所の研究者がリーダーシップをとって実施する、プロジェクトの立案等の企画を目指した研究集会です。申請書（別紙 9）1 部を提出して下さい。研究経費については、総額（旅費、会場使用料、印刷費及び消耗品費等）100 万円以内です。

F. 所外利用者による施設・設備利用の共同研究

1 2) 施設・設備利用型共同研究

別表Ⅱに掲げる防災研究所の施設・装置・機器や資料・データの利用を通じて行う共同研究で、利用者が自ら旅費等を用意するものです。申請は、随時受け入れます。当該施設等の担当教員（責任者）と調整のうえ申請書（別紙 10）1 部を担当教員（責任者）へ提出して下さい。大学院生（博士後期課程）も利用代表者となれます。その場合には指導教員との連名で申請してください。

留意事項等について

(1) 申請

- 1) 申請にあたり必要に応じて、所属機関の長の内諾を得てください。申請課題の採択後は、速やかに研究参加承諾書を提出してください。
- 2) 施設等の利用にあたっては、事前に必ず当該施設等の担当教員（責任者）と打合せのうえ、その指示にしたがってください。
- 3) 申請は、それぞれ別に定める様式によるものを使用してください。なお、今後の情報公開等に対応するため、申請書は電子媒体の添付ファイルで送信してください。様式は下記(11)の防災研究所ホームページからダウンロードできます。
- 4) 申請において、拠点研究（一般推進、特別推進）以外の共同研究では原則として設備備品費を計上できません。要求する特別の理由がある場合は別用紙（様式は自由）に記載してください。
- 5) 施設・設備利用型共同研究を希望される場合は、直接、当該施設等の担当教員（責任者）と相談のうえ、所定の申請書を提出してください。

(2) 選考及び通知

申請課題の採否は、公正な審査を行い、防災研究所共同利用・共同研究拠点委員会にて決定します。採択決定通知は申請者あてに平成 29 年 3 月下旬（予定）に行います。経費額の決定は平成 29 年 6 月上旬の予定です。

(3) 所要経費

採択課題については研究経費（旅費等）を使用いただけます。ただし、審査の結果、予算の関係により、申請額のとおり使用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。経費の執行は、所内担当者を通じて防災研究所で行います。ただし、国際共同研究においては、国外の研究代表者も国外において研究経費を執行できます。国外で使用する経費の申請及び執行については制約等（別紙 2 A 参照）もありますので、事前に所内担当者と十分に相談してください。

(4) 研究成果

共同研究による成果を公表する際には、謝辞に「京都大学防災研究所共同研究の成果による」旨明記してください。さらに、当該論文等の写しを共同利用担当あて提出してください。また、防災研究所研究発表講演会（例年 11 月申込締切、2 月開催）及び防災研究所年報（例年 6 月原稿締切、9 月発行）において発表することを奨励しています。所内担当者と相談のうえお申込みください。

(5) 中間報告書

一般共同研究、国際共同研究及び地域防災実践型共同研究（一般、特定）において研究期間が 2 年間の研究課題については、研究代表者は初年度終了時に、別に定める様式により中間報告書を提出してください。

(6) 報告書（概要）

全ての共同研究について、研究代表者は研究期間終了時に、別に定める様式により研究成果の概要を電子媒体の添付ファイル（Microsoft Word 形式）で提出してください。この報告書の内容については、防災研究所年報及び防災研究所ホームページ上に掲載します。

(7) 研究成果報告書

一般共同研究、国際共同研究、地域防災実践型共同研究（一般、特定）、拠点研究（一般推進、特別推進）及び一般研究集会については、報告書（概要）のほか、研究成果報告書（CD-ROM または冊子体）6 部を共同利用担当あて提出してください。本学附属図書館内での閲覧に供します。また、研究代表者の申請により、研究成果報告書を京都大学学術情報リポジトリに登録し、研究成果をインターネット上に公開することも可能です。なお、研究成果報告書の表紙様式は別途定めています。

(8) 研究期間終了後の成果

共同研究終了後、防災研究所から当該共同研究について、その後の研究発展状況などについて問い合わせをする場合がありますので、ご協力願います。

(9) 知的財産権の取り扱いについて

本共同研究によって得られた成果にもとづいて発明等（知的財産）を創出した場合は、出願等を行う前に本研究所の所内担当者にご連絡ください。併せて、研究代表者あるいは研究分担者の所属機関の知財担当部署へもご連絡ください。権利の持ち分、出願手続き等については協議の上、決定いたします。

(10) 宿泊施設

一部隔地施設については宿泊施設の利用が可能です。当該施設の担当教員（責任者）と事前に打ち合わせてください。

(11) その他

- 1) 世界防災研究所連合 GADRI (Global Alliance of Disaster Research Institutes) は海外及びわが国の自然災害及び防災・減災研究に関わる研究機関が参加する組織で、平成 27 年 3 月、京都大学防災研究所で開催された第 2 回世界防災研究所サミットにおいて設立されました。防災研究所が事務局を担当しています。防災研究所は、GADRI 参加機関との共同研究を通じて、防災研究の国際展開を推進しています。GADRI の詳細については下記のホームページを参照してください。

<http://gadri.net/>

- 2) 本学以外の共同研究者が研究遂行上受けたいかなる損失及び事故に関しても、当該研究者の所属機関等において対応するものとし、本学は一切の責任を負いません。また、大学院生が共同研究等に参画される場合は、(財)日本国際教育支援協会の傷害保険「学生教育研究災害傷害保険」等に加入してください。
- 3) 申請書の様式及び共同研究の採択状況は防災研究所のホームページに掲載しています。
<http://www.dpri.kyoto-u.ac.jp/collaborative/>
- 4) 申請書の提出先。公募に関する問い合わせも、下記担当へお願いします。
〒611-0011 宇治市五ヶ庄 京都大学 宇治地区事務部 研究協力課 共同利用担当
Tel:0774-38-3350 Fax:0774-38-3369 e-mail:kyodo@dpri.kyoto-u.ac.jp

京都大学防災研究所 平成 29 年度共同研究の公募等スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| ・ 申請期間 | <u>平成 28 年 11 月 14 日(月) – 平成 29 年 1 月 13 日(金)</u>
施設・設備利用型共同研究は随時受け入れ |
| ・ 採択決定通知 | 平成 29 年 3 月下旬 (予定) |
| ・ 所属機関長の承諾書提出期限 | 平成 29 年 5 月中旬 (予定) |
| ・ 研究経費決定通知 | 平成 29 年 6 月上旬 (予定) |
| ・ 経理伝票の提出期限 | 平成 30 年 2 月下旬 (予定) |
| ・ 報告書 (概要) 提出期限 | 平成 30 年 4 月下旬 (予定) |

なお、一般共同研究、国際共同研究、地域防災実践型共同研究 (一般、特定)、拠点研究 (一般推進、特別推進) 及び一般研究集会については、報告書 (概要) を提出後、研究成果報告書を速やかに提出してください。